

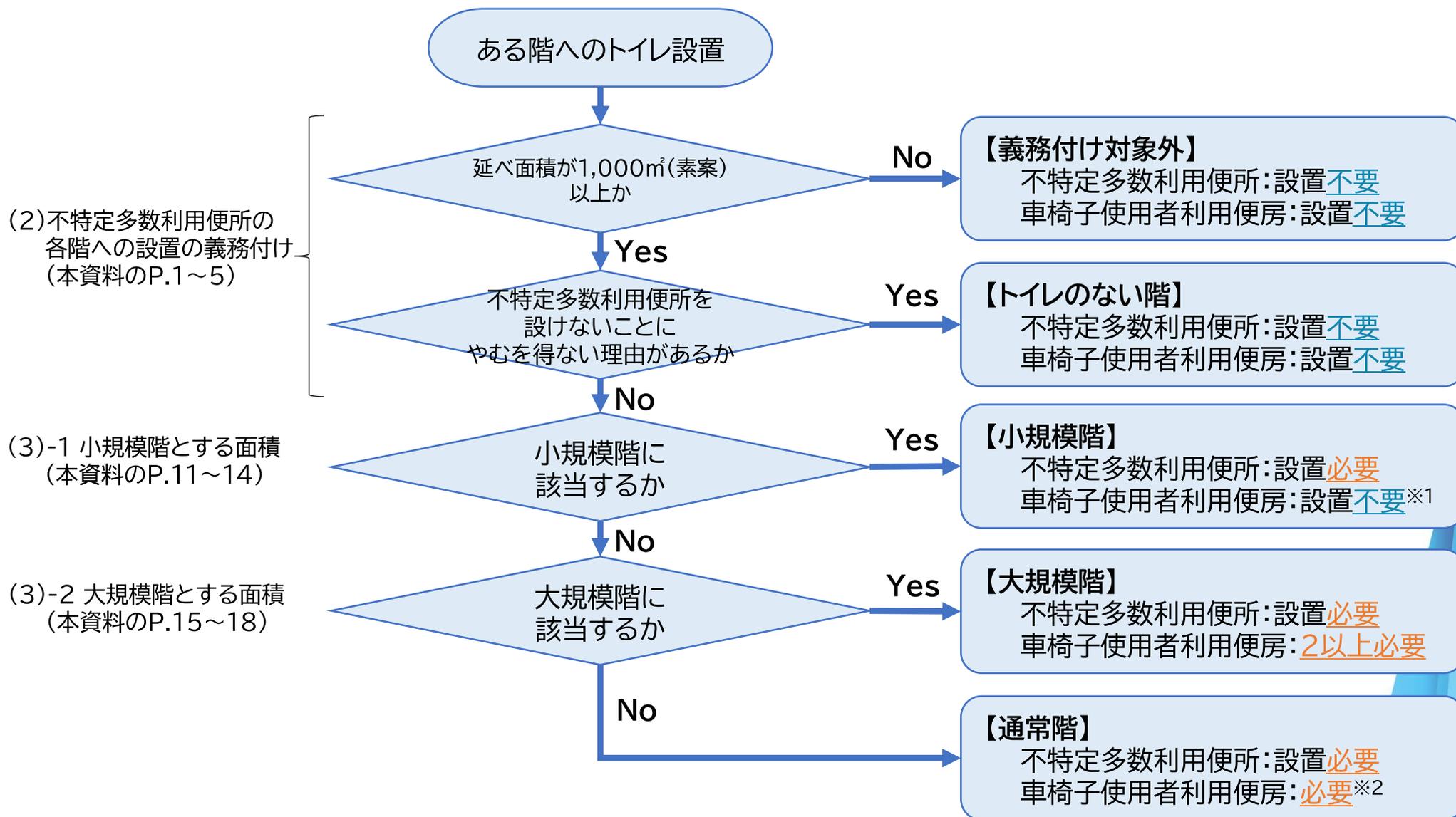
資料4

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の 基本的な考え方について(素案)

都市政策課

1 トイレのバリアフリー基準

(1) トイレの設置の考え方



※1 小規模階の床面積(㎡)の合計を1,000で除した数(端数切捨て)以上のトイレ設置は必要のため、全階でトイレが不要ということにはならない。

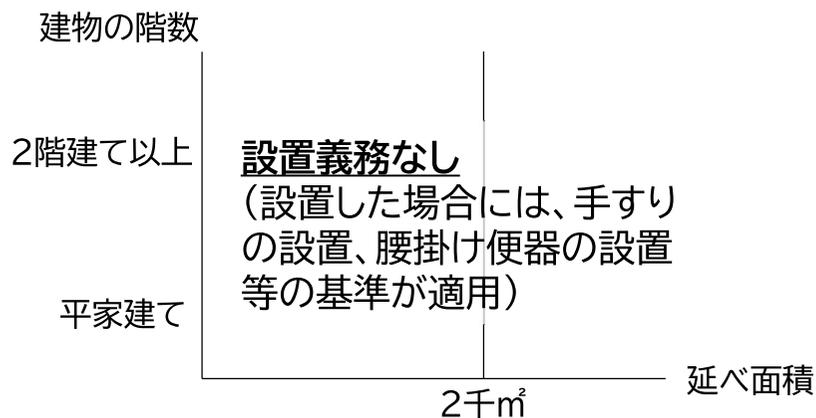
※2 当該階以外の階に設けることも可

1 トイレのバリアフリー基準

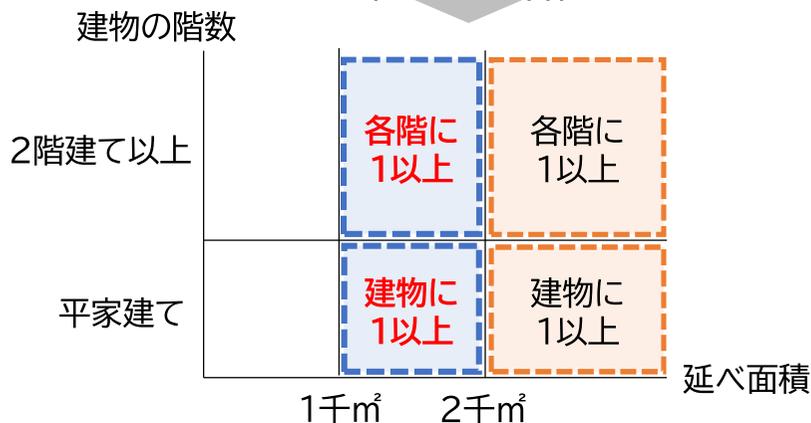
(2)不特定多数利用便所の各階への設置の義務付け

Step②-1 適用規模の検討

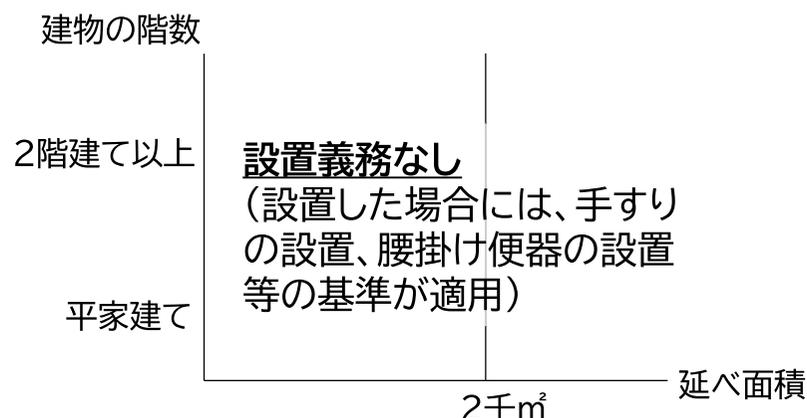
■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等ほか



改正後
(R7.6.1以降)



■ 共同住宅、事務所、工場(条例により特別特定建築物に追加)



改正後
(R7.6.1以降)
(事務所等:3千㎡)



- 【凡例】
- BF法基準(現行)
 - - - BF法基準(改正後)
 - 条例基準(現行)
 - - - 条例基準(素案)

【設置義務の例外】

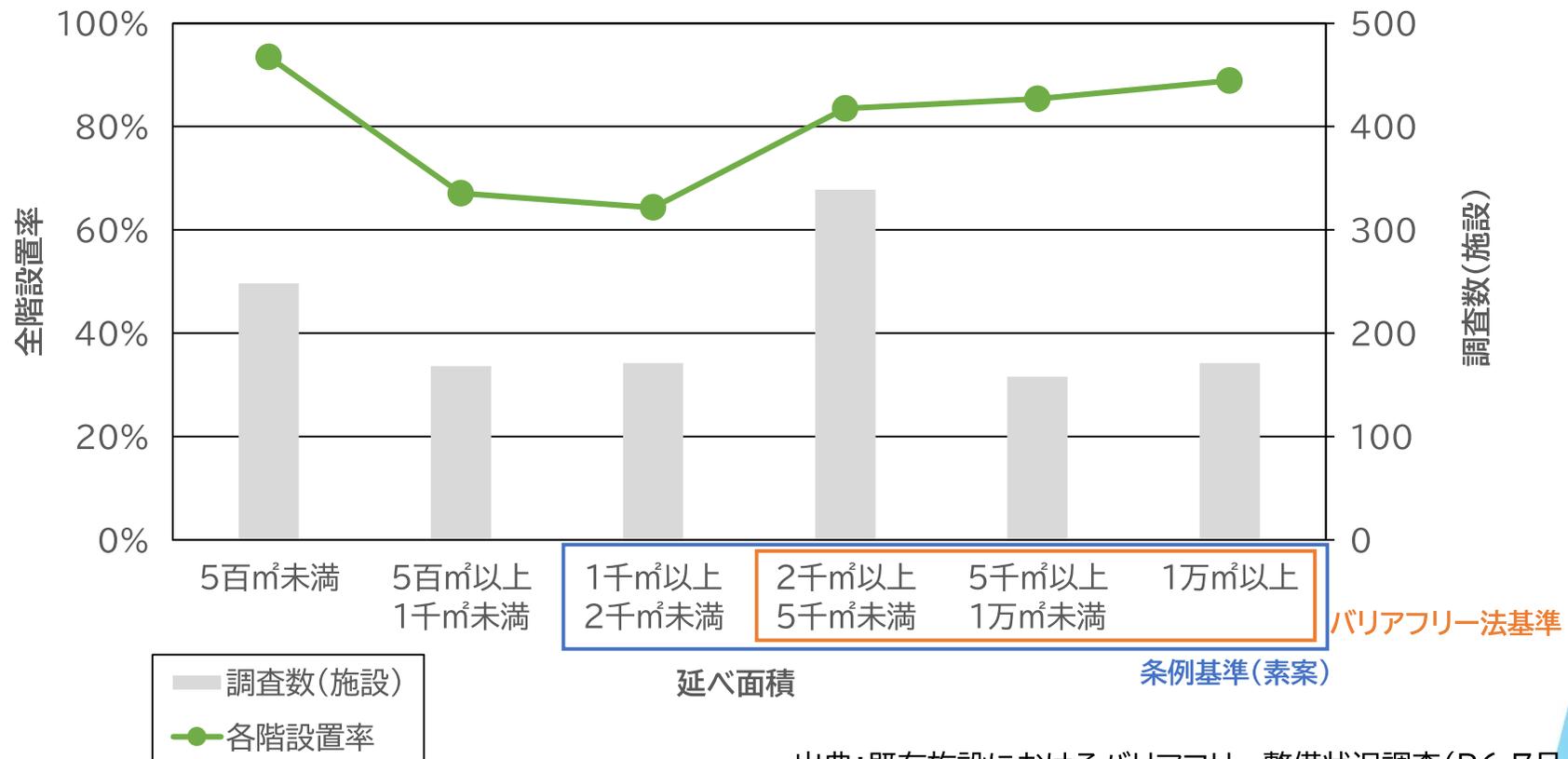
- ・敷地内の他の棟の1階トイレを利用できる場合の1階のトイレ
- ・床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階、その他の管理運営上、便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

1 トイレのバリアフリー基準

(2)不特定多数利用便所の各階への設置の義務付け

Step②-2 現状との比較 (全階にトイレが設置されている建物の割合)

- 延べ面積が500㎡～2千㎡で全階設置率が低いが、延べ面積が大きいほどトイレが全階に設置される傾向がある。
- 500㎡未満では、平家が一定数を占め、1か所設置＝全階設置となるため、設置率が高くなっていると想定される。
- 延べ面積2千㎡以上の建物では、全階設置率は8割を超えている。
- 条例基準(素案)に対する適合率は、1千㎡以上で81%、2千㎡以上で85%となる。



(2)不特定多数利用便所の各階への設置の義務付け

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・最近の建物は、ある程度大きいものであれば、各階に車椅子用トイレが整備されている印象。その整備レベルで満足と感じる。



・ドラッグストアくらいの規模(概算1,000㎡~2,000㎡の間)であれば、当然車椅子用トイレがあるだろうと期待する。
・これが仮に2階建であるとしても1階にトイレがあれば十分。このくらいの規模感であれば、滞在時間は長くなく、トイレの利用機会も少ない。



・EVで行けない階には基本的に行かないので、当該階に車椅子用トイレは必要ないのでは。



・映画館などでは、一般トイレが混雑すると車椅子用トイレに人が流れてくる。
・「だれでもトイレ」等と書かれていることもあり、健常者が利用していて待たされるケースがある。モラル教育も必要。

(2)不特定多数利用便所の各階への設置の義務付け

Step3 特定施設整備基準(素案)

- 今回の法施行令改正に合わせて条例基準を新設
- 車椅子利用者利用便所の混雑緩和等のため、従前の車椅子利用者利用便所の設置対象規模を準用して基準を設定
- 素案に対する適合率は、約8割となる水準であり、妥当かつ合理的と考えられる

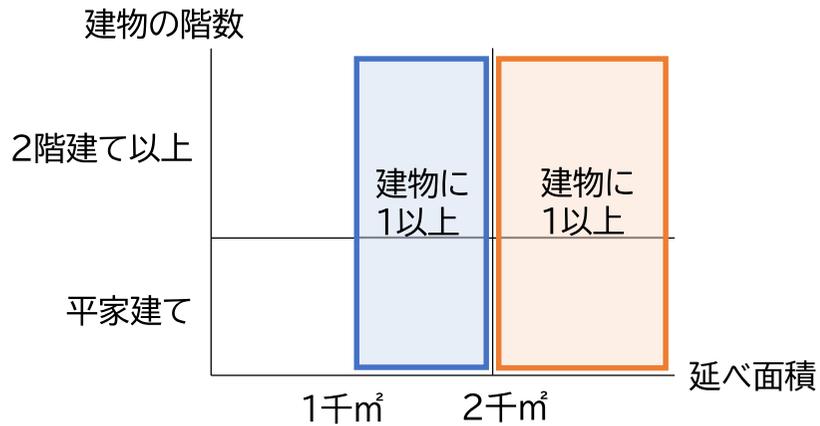
用途	適用規模	用途	適用規模
学校	1,000m ²	展示場	1,000m ²
病院等	1,000m ²	物販店舗	2,000m ²
劇場等	1,000m ²	ホテル等	2,000m ²
官公署	1,000m ²	遊技場	2,000m ²
老人ホーム等	1,000m ²	公衆浴場	1,000m ²
運動施設	1,000m ²	飲食店	1,000m ²
博物館等	1,000m ²	理髪店等	1,000m ²
銀行等	1,000m ²	クリーニング 取次店等	2,000m ²
自動車教習所	1,000m ²	学習塾等	1,000m ²
公衆便所	0m ²	路外駐車場等	1,000m ²
公共用歩廊	1,000m ²	共同住宅	2,000m ²
地下街等	1,000m ²	寄宿舎	2,000m ²
		事務所・工場	3,000m ²

緑字：バリアフリー法に対して上乗せ規制となる箇所

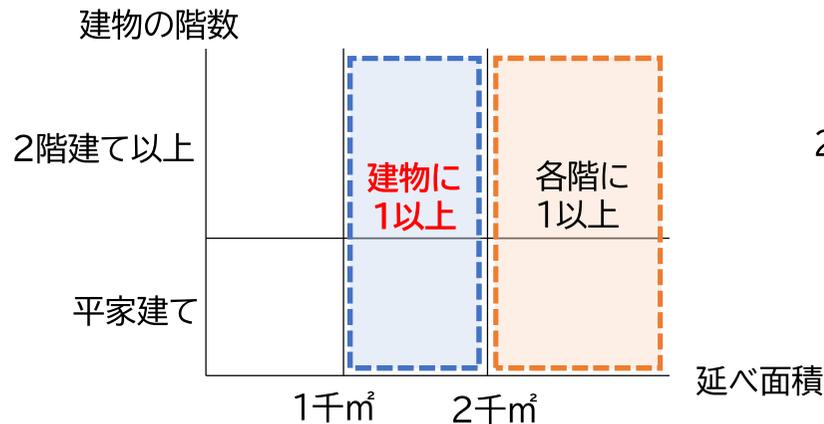
(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

Step②-1 適用規模の検討

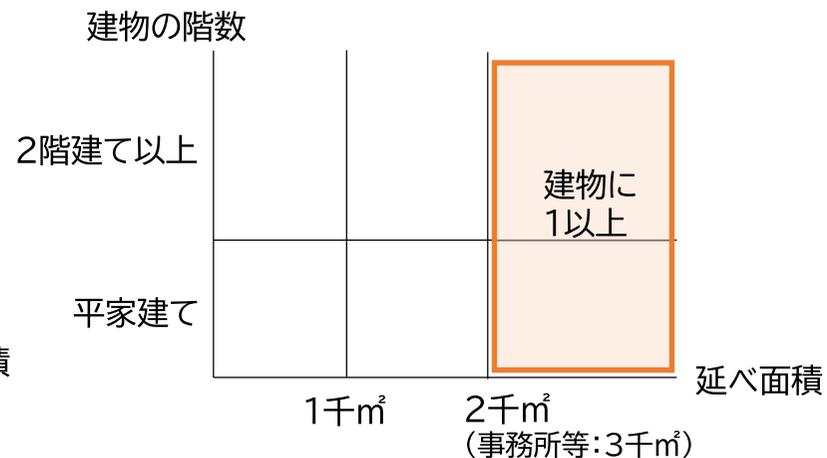
■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等ほか



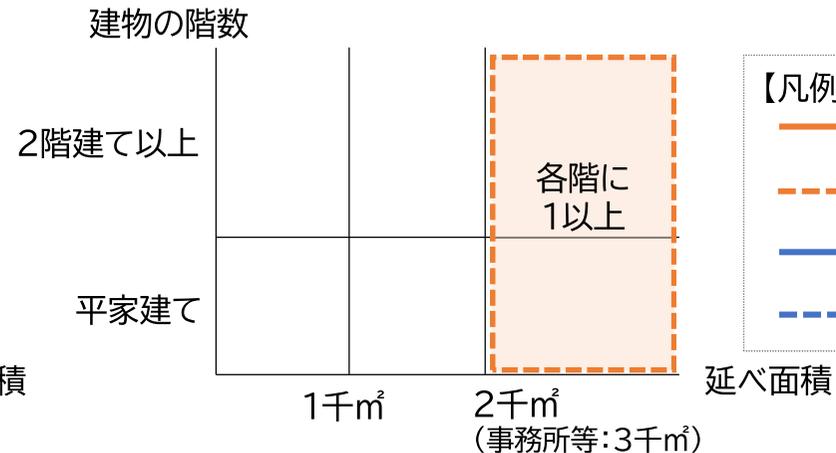
改正後
(R7.6.1以降)



■ 共同住宅、事務所、工場 (条例により特別特定建築物に追加)



改正後
(R7.6.1以降)



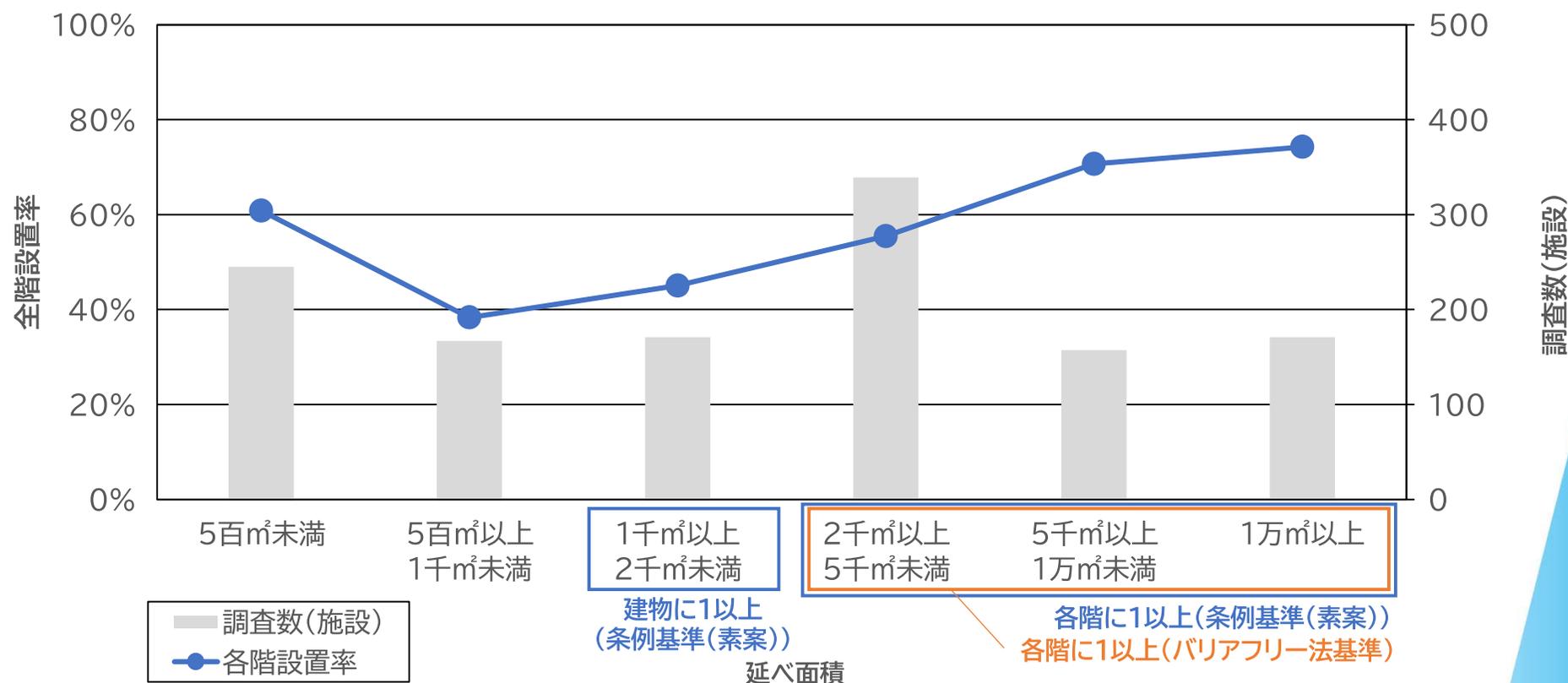
【凡例】

- BF法基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- 条例基準(現行)
- - - 条例基準(素案)

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

Step②-2 現状との比較 (全ての階に車椅子利用者利用便房が設けられている建物の割合)

- 延べ面積が大きいほど車椅子利用者利用便房が全ての階に設置されている施設の割合が高くなる。
- 延べ面積500㎡未満の建物では、平家が一定数を占め、1か所設置＝全階設置となるため、設置率が高くなっていると想定される。
- 1千㎡以上の適合率(建物に1以上)は94%、2千㎡以上(各階に1以上)の適合率は63%となる。



出典:既存施設におけるバリアフリー整備状況調査(R6.7月、兵庫県実施)

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・最近の建物は、ある程度大きいものであれば、各階に車椅子用トイレが整備されている印象。
その整備レベルで満足と感じる。



・ドラッグストアくらいの規模(概算1,000㎡~2,000㎡の間)であれば、当然車椅子用トイレがあるだろうと期待する。
・これが仮に2階建であるとしても1階にトイレがあれば十分。このくらいの規模感であれば、滞在時間は長くなく、トイレの利用機会も少ない。



・EVで行けない階には基本的に行かないので、当該階に車椅子用トイレは必要ないのでは。



・映画館などでは、一般トイレが混雑すると車椅子用トイレに人が流れてくる。
・「だれでもトイレ」等と書かれていることもあり、健常者が利用して待たされるケースがある。モラル教育も必要。

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

Step3 特定施設整備基準(改正前)

用途	建物に1以上	各階に1以上	用途	建物に1以上	各階に1以上
学校	1,000㎡	—	展示場	1,000㎡	—
病院等	1,000㎡	—	物販店舗	2,000㎡	—
劇場等	1,000㎡	—	ホテル等	2,000㎡	—
官公署	1,000㎡	—	遊技場	2,000㎡	—
老人ホーム等	1,000㎡	—	公衆浴場	1,000㎡	—
運動施設	1,000㎡	—	飲食店	1,000㎡	—
博物館等	1,000㎡	—	理髪店等	1,000㎡	—
銀行等	1,000㎡	—	クリーニング 取次店等	2,000㎡	—
自動車教習所	1,000㎡	—	学習塾等	1,000㎡	—
公衆便所	0㎡	—	路外駐車場等	1,000㎡	—
公共用歩廊	1,000㎡	—	共同住宅	2,000㎡	—
地下街等	1,000㎡	—	寄宿舎	2,000㎡	—
			事務所・工場	3,000㎡	—

緑字：バリアフリー法に対して上乗せ規制となる箇所
大規模階及び小規模階は、それぞれの規定に基づく数を設置する

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

Step3 特定施設整備基準(素案)

- 建物に1以上設けるべき規模は、従前の条例基準を維持する。
- 各階に1以上設けるべき規模は、エレベーターの設置が義務付けられる規模との整合を図るため、2千㎡以上とする。
(バリアフリー法どおり)
- 素案に対する適合率は、1千㎡以上(建物に1以上)で9割、2千㎡以上(各階に1以上)で6割程度の水準であり、現行の2千㎡以上で各階に1以上の設置を求める基準は妥当かつ合理的と考えられる

用途	建物に1以上	各階に1以上	用途	建物に1以上	各階に1以上
学校	1,000㎡	2,000㎡	展示場	1,000㎡	2,000㎡
病院等	1,000㎡	2,000㎡	物販店舗	2,000㎡	2,000㎡
劇場等	1,000㎡	2,000㎡	ホテル等	2,000㎡	2,000㎡
官公署	1,000㎡	2,000㎡	遊技場	2,000㎡	2,000㎡
老人ホーム等	1,000㎡	2,000㎡	公衆浴場	1,000㎡	2,000㎡
運動施設	1,000㎡	2,000㎡	飲食店	1,000㎡	2,000㎡
博物館等	1,000㎡	2,000㎡	理髪店等	1,000㎡	2,000㎡
銀行等	1,000㎡	2,000㎡	クリーニング 取次店等	2,000㎡	2,000㎡
自動車教習所	1,000㎡	2,000㎡	学習塾等	1,000㎡	2,000㎡
公衆便所	0㎡	0㎡	路外駐車場等	1,000㎡	2,000㎡
公共用歩廊	1,000㎡	2,000㎡	<u>共同住宅</u>	2,000㎡	2,000㎡
地下街等	1,000㎡	2,000㎡	<u>寄宿舎</u>	2,000㎡	2,000㎡
			<u>事務所・工場</u>	3,000㎡	3,000㎡

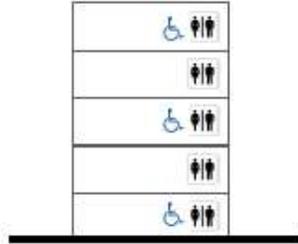
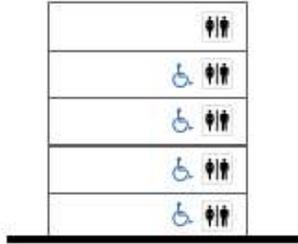
緑字 : バリアフリー法に対して上乘せ規制となる箇所
大規模階及び小規模階は、それぞれの規定に基づく数を設置する

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

(3)-① 小規模階とする面積

Step②-1 適用規模の検討

■階の床面積が一定程度小さい場合に、当該階への車椅子利用者利用便房の設置義務を緩和する

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400~599.8㎡/階 	600~799.8㎡/階 	800~999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000~2,999㎡	3,000~3,999㎡	4,000~4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子利用者用便房の数	2	3	4

※延べ面積2,000㎡以上の建物については、EVの設置が義務付けられている

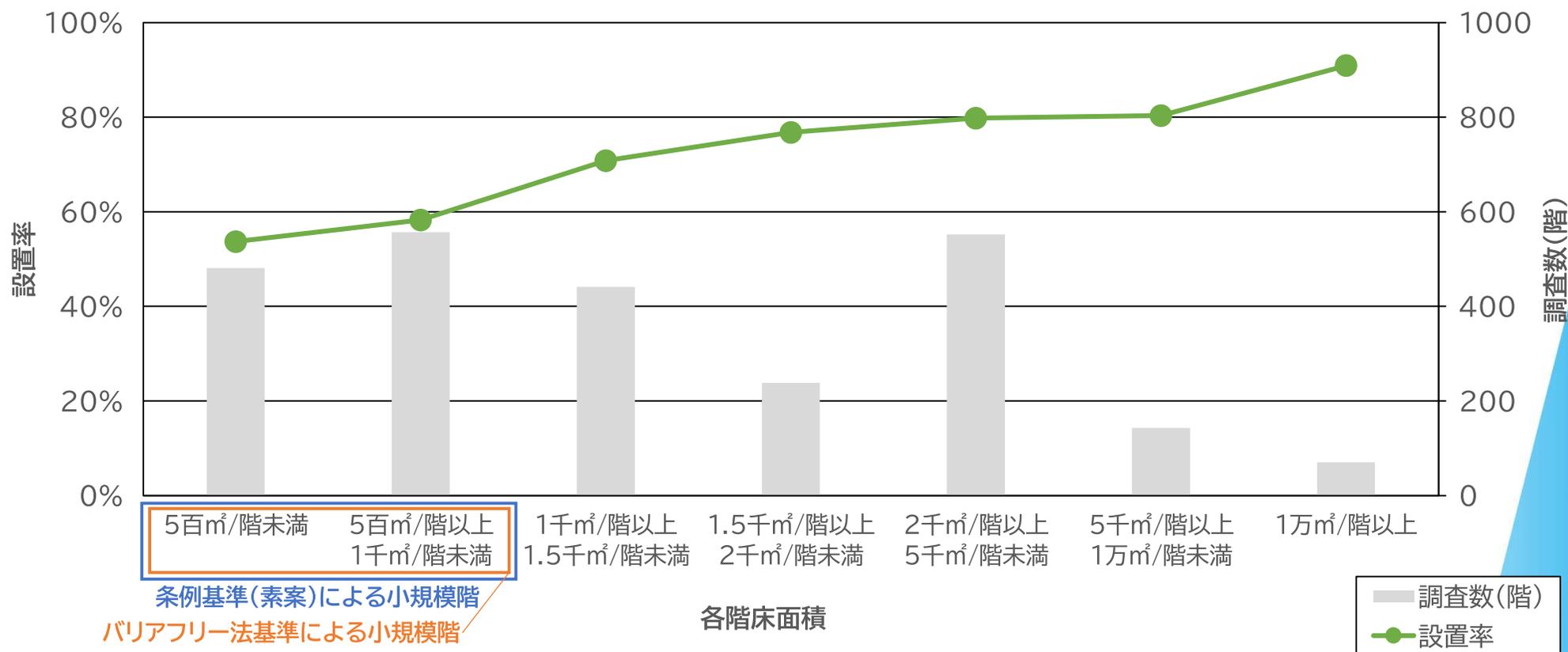
⇒1,000㎡未満を小規模階とし、
その床面積が1,000㎡に達するごとに1か所以上を設けるものとする。(国基準どおり)

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

(3)-① 小規模階とする面積

Step②-2 現状との比較 (ある階に車椅子利用者利用便房が設けられている割合)

- 各階床面積が大きくなるほど車椅子利用者利用便房の設置率は高まる。
- 10百㎡未満の階では、車椅子利用者利用便房の設置率は6割を下回っており、[国の検討データと概ね一致](#)している。



(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

(3)-① 小規模階とする面積

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・最近の建物は、ある程度大きいものであれば、各階に車椅子用トイレが整備されている印象。その整備レベルで満足と感じる。



・ドラッグストアくらいの規模(概算1,000㎡~2,000㎡の間)であれば、当然車椅子用トイレがあるだろうと期待する。
・これが仮に2階建であるとしても1階にトイレがあれば十分。このくらいの規模感であれば、滞在時間は長くなく、トイレの利用機会も少ない。



・EVで行けない階には基本的に行かないので、当該階に車椅子用トイレは必要ないのでは。



・映画館などでは、一般トイレが混雑すると車椅子用トイレに人が流れてくる。
・「だれでもトイレ」等と書かれていることもあり、健常者が利用して待たされるケースがある。モラル教育も必要。

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

(3)-① 小規模階とする面積

Step3 特定施設整備基準(素案)

- 本県における既存施設の整備状況は、全国と概ね同程度であることから、国の考え方にならうことが妥当といえる。
- 条例では、EVの設置義務は、延べ面積2,000㎡以上の場合に義務付けている。
仮にEV設置が義務付けられない最大の建物として、延べ面積1,999㎡の建物を想定すると、2階建の場合では、各階999㎡、3階建では、各階666㎡となるが、これらの階にはEVで行くことができないと見込まれる。
- 2階以上の階に設ける車椅子利用者利用便房には、EVでアクセスできることを前提とすると、最大で床面積999㎡の階にはEVでアクセスできない。
- よって、1,000㎡未満の階を小規模階とする。
これは、バリアフリー法の基準どおりであるから、条例により小規模階となる規模を引き下げることとはしない。

【特定施設整備基準(素案)】

1,000㎡未満を小規模階とし、
その床面積が1,000㎡に達するごとに1か所以上を設けるものとする。(国基準どおり)

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

(3)-② 大規模階とする面積

Step②-1 適用規模の検討

■階の床面積が一定程度大きい場合に、当該階には複数の車椅子利用者利用便房の設置を義務付ける

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子利用者用便房の数	2	3	4

⇒床面積が10,000㎡以上の階においては、各階に次の数以上の車椅子利用者利用便房を設ける
(国基準どおり)

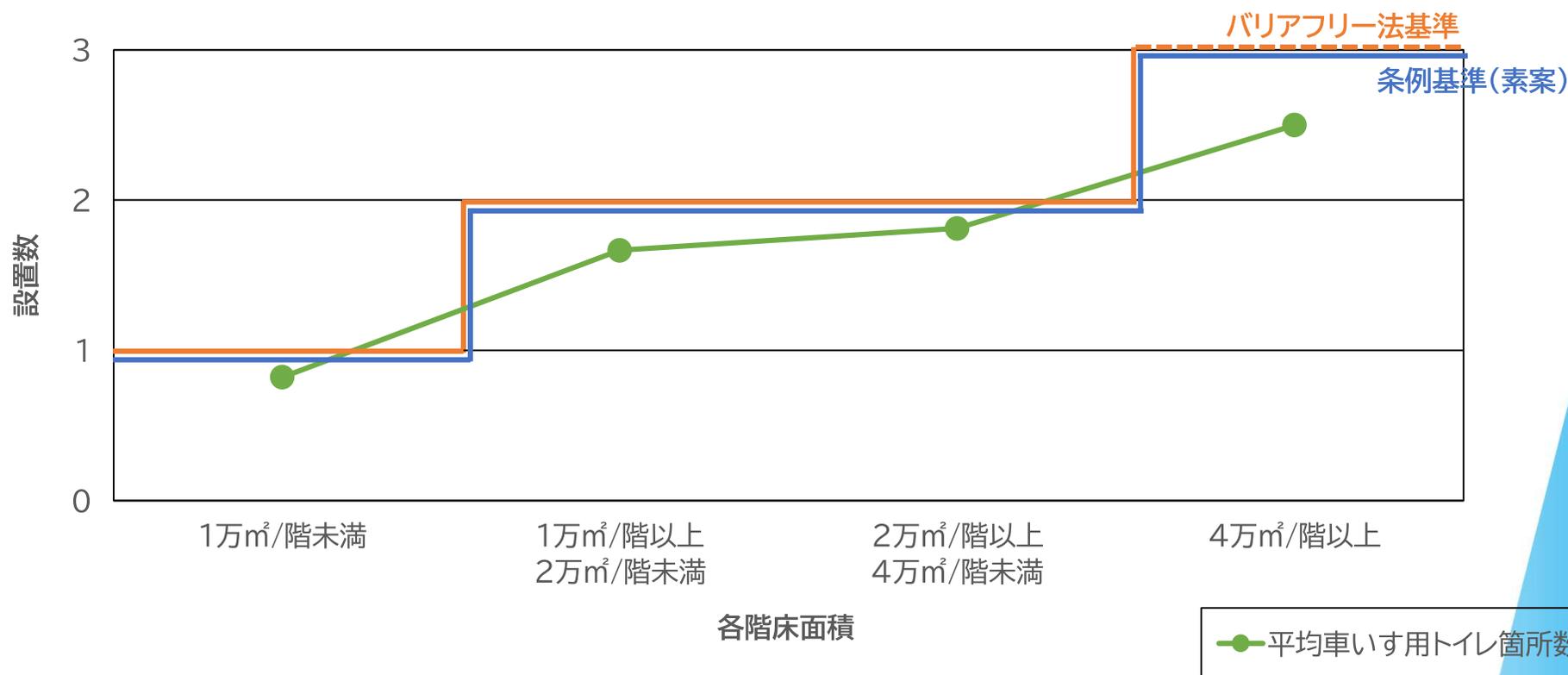
- ・10,000～40,000㎡ : 2か所
- ・40,000㎡超 : 20,000㎡につき1か所(端数切上げ)

(3)車椅子利用者利用便房の設置の義務付け

(3)-② 大規模階とする面積

Step②-2 現状との比較（大規模階における各階への車椅子利用者利用便房の設置数）

- 車椅子利用者利用便房の設置数は、1～4万㎡の階では1.7か所、4万㎡以上の階では2.5か所であり、各階床面積が大きいほど設置数が多くなる傾向が見られる。
- 条例基準(素案)は青線のとおりとなり、既存施設における整備状況の端数を切り上げた程度となっている。



(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

(3)-② 大規模階とする面積

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・最近の建物は、ある程度大きいものであれば、各階に車椅子用トイレが整備されている印象。
その整備レベルで満足と感じる。



・ドラッグストアくらいの規模(概算1,000㎡~2,000㎡の間)であれば、当然車椅子用トイレがあるだろうと期待する。
・これが仮に2階建であるとしても1階にトイレがあれば十分。このくらいの規模感であれば、滞在時間は長くなく、トイレの利用機会も少ない。



・EVで行けない階には基本的に行かないので、当該階に車椅子用トイレは必要ないのでは。



・映画館などでは、一般トイレが混雑すると車椅子用トイレに人が流れてくる。
・「だれでもトイレ」等と書かれていることもあり、健常者が利用して待たされるケースがある。モラル教育も必要。

(3)車椅子利用者利用便房の各階への設置の義務付け

(3)-② 大規模階とする面積

Step3 特定施設整備基準(素案)

- 本県における既存施設の整備状況は、バリアフリー法の基準を若干下回る程度となっている。
- ヒアリングによれば、現状の施設整備水準で満足できるとの意見があり、バリアフリー法の基準は妥当かつ合理的であるといえる。
- よって、バリアフリー法の基準は、本県における施設整備の現状と照らして妥当かつ合理的であるため、条例により大規模階となる規模を引き下げることとはしない。

【特定施設整備基準(素案)】

床面積が10,000㎡以上の階においては、各階に次の数以上の車椅子利用者利用便房を設ける

- ・10,000～40,000㎡ : 2か所
- ・40,000㎡超 : 20,000㎡につき1か所(端数切上げ)

(4) 乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step②-1 適用規模の検討

- 法・条例で規模に応じて複数の設備等の設置を求める考え方が採用されるため、乳幼児設備及びオストメイト設備についてもその数のあり方を検討する。
- 現行の条例では、5,000㎡以上の場合に授乳室、10,000㎡以上の場合に通常型のオストメイト設備をそれぞれ1以上設けることとしている。これらの規模では、乳幼児又はオストメイトの利用が一定見込まれると想定している。

	現行基準	特定施設整備基準(素案)
乳幼児設備	<p>建築物に1以上の設置を義務付け (対象用途・規模は次ページ)</p>	<p>延べ面積が 1,000㎡以上5,000㎡未満: <u>建築物に1以上</u> (用途により2,000㎡以上)</p> <p>5,000㎡以上: <u>建築物に2以上</u></p>
オストメイト設備	<p>建築物に1以上 (用途・規模により通常型又は簡易型) を義務付け</p>	<p>延べ面積が 2,000㎡以上10,000㎡未満: <u>建築物に1以上</u></p> <p>10,000㎡以上: <u>建築物に2以上</u></p>

(4) 乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step②-1 適用規模の検討 (M/M/s 待ち行列理論に基づく待ち時間シミュレーション)

■ATMや改札の待ち時間などをシミュレーションに用いられる理論

■平均待ち時間 T_w は、次式で与えられる

$$T_w = \frac{\rho(s\rho)^s}{s!(1-\rho)^2} P_0$$

$$P_0 = \frac{1}{\sum_{n=0}^{s-1} \frac{(s\rho)^n}{n!} + \frac{(s\rho)^s}{s!(1-\rho)}}$$

T_w : 平均待ち時間

ρ : 平均利用率(λ/μ)

λ : 平均到着率(人/時間)

μ : 平均サービス率(人/時間)

s : トイレの数

※1時間あたりの利用者数

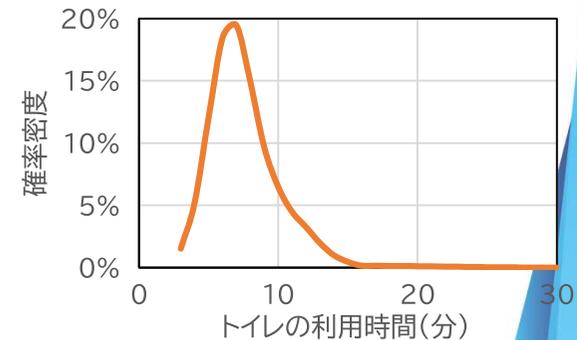
※トイレの平均占有時間の逆数

(4) 乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step②-1 適用規模の検討 (M/M/s 待ち行列理論に基づく待ち時間シミュレーション)

【仮定】

- ・現状の整備実態を踏まえ、車椅子トイレにオストメイト設備、乳幼児設備が設置されているとする。
- ・このトイレの利用者のうち、80%は車椅子使用者、乳幼児連れ、オストメイトであるとし、その内訳はそれぞれの人口比率である1.4%、2.8%、0.11%で按分する。残りの20%は健常者であるとする。
- ・トイレの占有時間は、車椅子使用者は5～15分、乳幼児連れは3～10分、オストメイトは3～30分、健常者は3～10分とし、正規分布であるとする。正規分布関数の平均値は、それぞれの間値、標準偏差は上記利用時間の区間における累積確率密度が99%となるように設定する。このとき、利用時間の確率密度関数は、右図のとおりとなる。ここでは、トイレの占有時間は、累積確率50%に対応する時間を採用し、 $(1/\mu) = 6.05$ 分/人とする。
- ・トイレが増えても利用者数は変化せず、一度並んだ人は利用が完了するまで列を抜けないものとする。



以上の仮定の下、【1時間当たりのこのトイレの利用者数】と【このトイレの個数】を変化させ、平均待ち時間がどのように変化するかシミュレーションを実施した。

(4) 乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step②-1 適用規模の検討 (M/M/s 待ち行列理論に基づく待ち時間シミュレーション)

利用者数	トイレが1つ	トイレが2つ	トイレが3つ
3人/時間	2分 38秒	26秒	2秒
4人/時間	4分 6秒	1分 2秒	5秒
5人/時間	6分 10秒	2分 3秒	11秒
6人/時間	9分 17秒	3分 40秒	23秒
7人/時間	14分 33秒	6分 2秒	42秒
8人/時間	25分 19秒	9分 25秒	1分 10秒
9人/時間	59分 41秒	14分 8秒	1分 52秒

【考察】

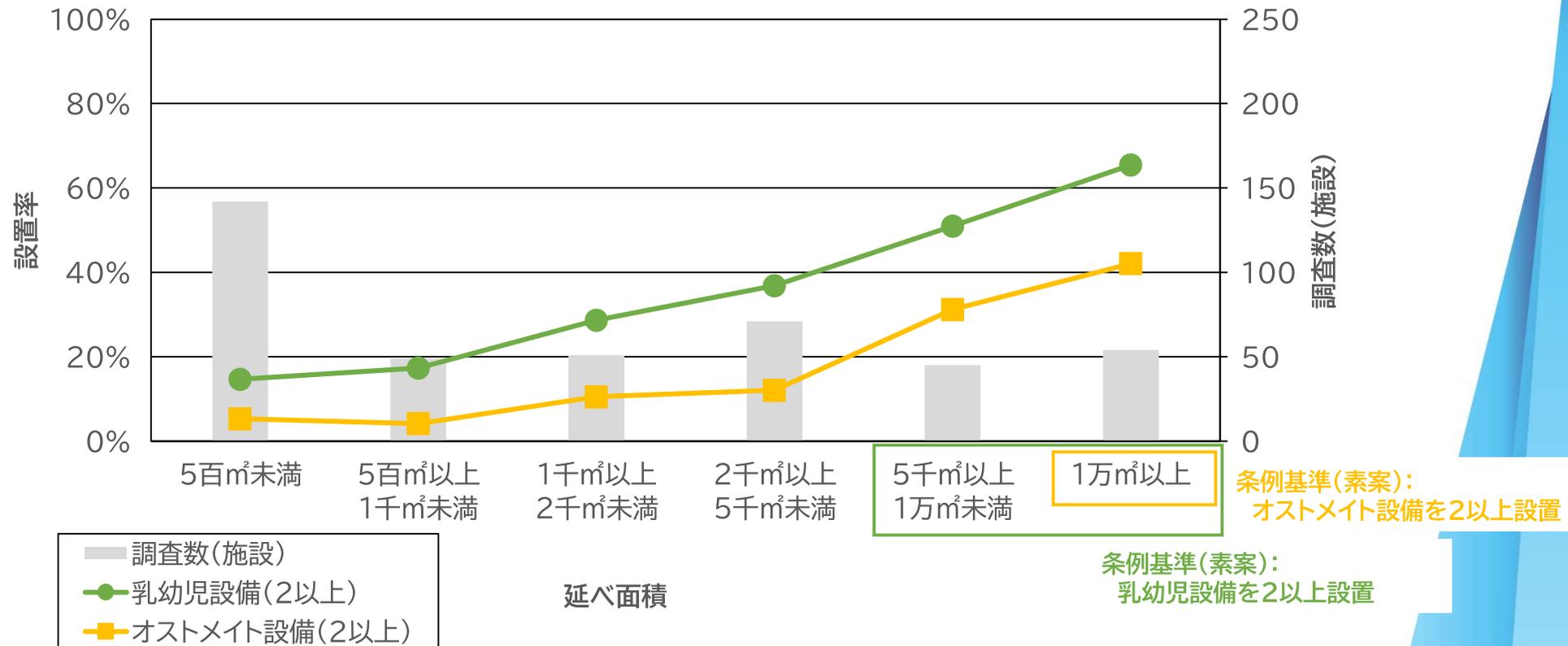
- ・トイレが1つであれば、利用者が集中したときに待ち時間が大幅に長くなるが、2つ設けることで待ち時間は改善される。
- ・車椅子利用者利用便房の利用者数は、多くとも5~6人/時間と想定すると、平均待ち時間は概ね一般トイレ並みの整備水準(90秒の待ち時間が生じないように計画)であると言える。

1 トイレのバリアフリー基準

(4) 乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step②-2 現状との比較 (乳幼児・オストメイト設備が2以上設置されている建物の割合)

- 乳幼児設備・オストメイト設備とも延べ面積が大きくなると2以上設置されている割合は高くなる
- 乳幼児設備が2以上設置されている割合は、延べ面積5千㎡以上で約5割を超える
- オストメイトが2以上設置されている割合は、延べ面積1万㎡以上では約4割となっている。
- 条例基準(素案)に対する適合率は、乳幼児設備(1～5千㎡:1つ以上)が68%、乳幼児設備(5千㎡以上:2つ以上)が58%、オストメイト設備(2千～1万㎡:1つ以上)が50%、オストメイト設備(1万㎡以上:2つ以上)が42%となる。



(4)乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月24日(火)

【相手方】NPO法人育ちあいサポート ブーケ



- ・乳幼児設備の各階設置はありがたい。
- ・日常的に利用するスーパーマーケット(2,000㎡未満程度)であれば、おむつ交換台は建物に1つあればいいと思う。
- ・一方、ベビーカーは複数ブース(できれば全ブース)にあってほしい。



- ・乳幼児設備を利用に当たり、待つ機会は少なからずある。
- ・5分くらいの待ち時間はざらにある。

【参考】

女子便所(事務所)では、
通常:40秒以上待つ確率が1%以下
最低:90秒以上待つ確率が1%以下
で計画されることと比べると、待ちは長め



- ・乳幼児コーナー(授乳やおむつ交換の機能をまとめたスペース)が設けられる例も増えている。おむつ交換台を【トイレに設置】と限定しない考え方もできるのではないか。

(4)乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月27日(金)

【相手方】公益社団法人日本オストミー協会



・M駅前のショッピングセンターでは、1階のオストメイト設備(車椅子便房内)を使えたことがない。10分待っても出てこないようなケースもある。一方、上の階などは空いていがちであり、複数設けることが重要。全階まではいらない。



・オストメイトのトイレの利用時間は、便の性状(大腸を全喪失したか、肛門の喪失のみにとどまるのか等でほぼ決まる)にもよるが、2~15分程度。
・便が漏れる等のトラブルがあれば30分くらいかかることもある。



・高速道路のSAでは、オストメイト専用ブースが増えている。オストメイトとしては、大空間はいらないので、車椅子用ブースに設けられると無駄にスペースを占有してしまいもったいない。専用であれば気兼ねなく使える。一方で車椅子使用者のオストメイトも一定数存在するため、配慮が必要。



・オストメイトは遠くへの移動、階の上下は問題ない。車椅子使用者に人気のない階上等にオストメイト設備を設けてもらえれば、利用がバツィングしない。
・男女共用が複数あると、待つ機会が少なくなってよい。

1 トイレのバリアフリー基準

(4)乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step③ 特定施設整備基準(改正前)

用途	乳幼児設備		オストメイト設備	
	建物に1以上 設けるべき規模	建物に2以上 設けるべき規模	建物に1以上 設けるべき規模	建物に2以上 設けるべき規模
病院等	1,000㎡	—	2,000㎡	—
劇場等	1,000㎡	—	2,000㎡	—
官公署	1,000㎡	—	2,000㎡	—
運動施設	1,000㎡	—	2,000㎡	—
博物館等	1,000㎡	—	2,000㎡	—
銀行等	1,000㎡	—	2,000㎡	—
公衆便所	0㎡	—	0㎡	—
公共用歩廊	1,000㎡	—	2,000㎡	—
地下街等	1,000㎡	—	2,000㎡	—
展示場	1,000㎡	—	2,000㎡	—
物販店舗	2,000㎡	—	2,000㎡	—
ホテル等	2,000㎡	—	2,000㎡	—
公衆浴場	1,000㎡	—	2,000㎡	—
飲食店	1,000㎡	—	2,000㎡	—

緑字：バリアフリー法に対して上乗せ規制となる箇所

1 トイレのバリアフリー基準

(4)乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置

Step③ 特定施設整備基準(素案)

- 建物に1以上設けるべき規模は、従前の条例基準を維持する。
- 建物に2以上設けることで、待ち時間を大幅に短縮できることから、一定規模以上の場合には2以上の乳幼児設備・オストメイト設備の設置を義務付ける。その規模は、現行基準による授乳室の設置基準規模、通常型のオストメイト設備の設置基準規模とする。
- 素案に対する適合率は、p23のとおり4～7割程度となり、オストメイト設備を建物に2以上設ける基準の規制強度が強めであるが、県民の利便性等を考慮すると、合理的な範囲であると考えられる。

用途	乳幼児設備		オストメイト設備	
	建物に1以上設けるべき規模	建物に2以上設けるべき規模	建物に1以上設けるべき規模	建物に2以上設けるべき規模
病院等	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	10,000㎡
劇場等	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	10,000㎡
官公署	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	10,000㎡
運動施設	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	—
博物館等	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	10,000㎡
銀行等	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	—
公衆便所	0㎡	5,000㎡	0㎡	—
公共用歩廊	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	—
地下街等	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	—
展示場	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	10,000㎡
物販店舗	2,000㎡	10,000㎡	2,000㎡	10,000㎡
ホテル等	2,000㎡	10,000㎡	2,000㎡	—
公衆浴場	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	—
飲食店	1,000㎡	5,000㎡	2,000㎡	10,000㎡

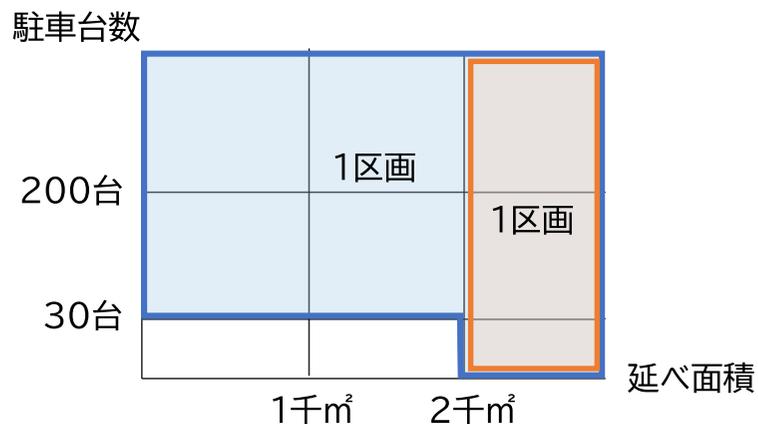
緑字：バリアフリー法に対して上乗せ規制となる箇所

2 駐車場のバリアフリー基準

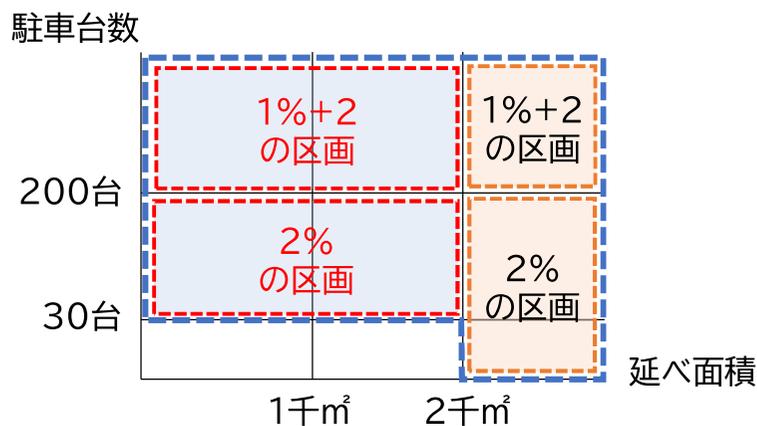
(1) 車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step②-1 適用規模の検討

■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等、物販店舗ほか

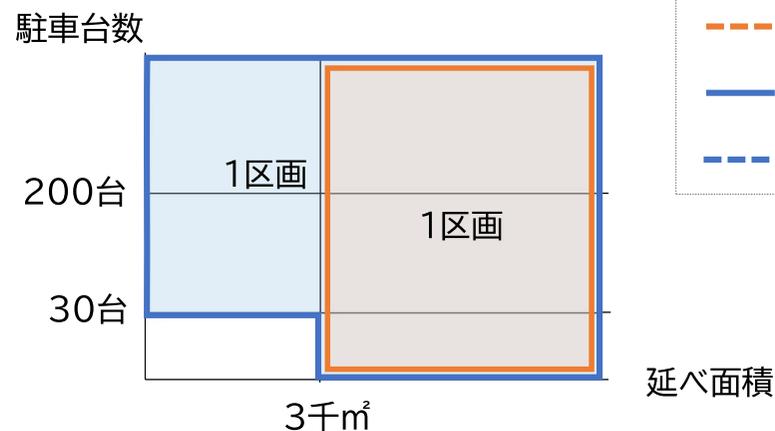


改正後
(R7.6.1以降)

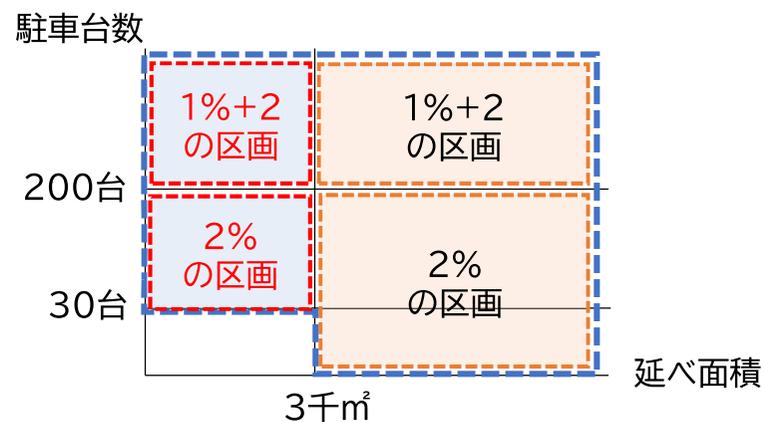


■ 事務所、工場

(条例により特別特定建築物に追加)



改正後
(R7.6.1以降)



【凡例】

— BF法基準(現行)

- - - BF法基準(改正後)

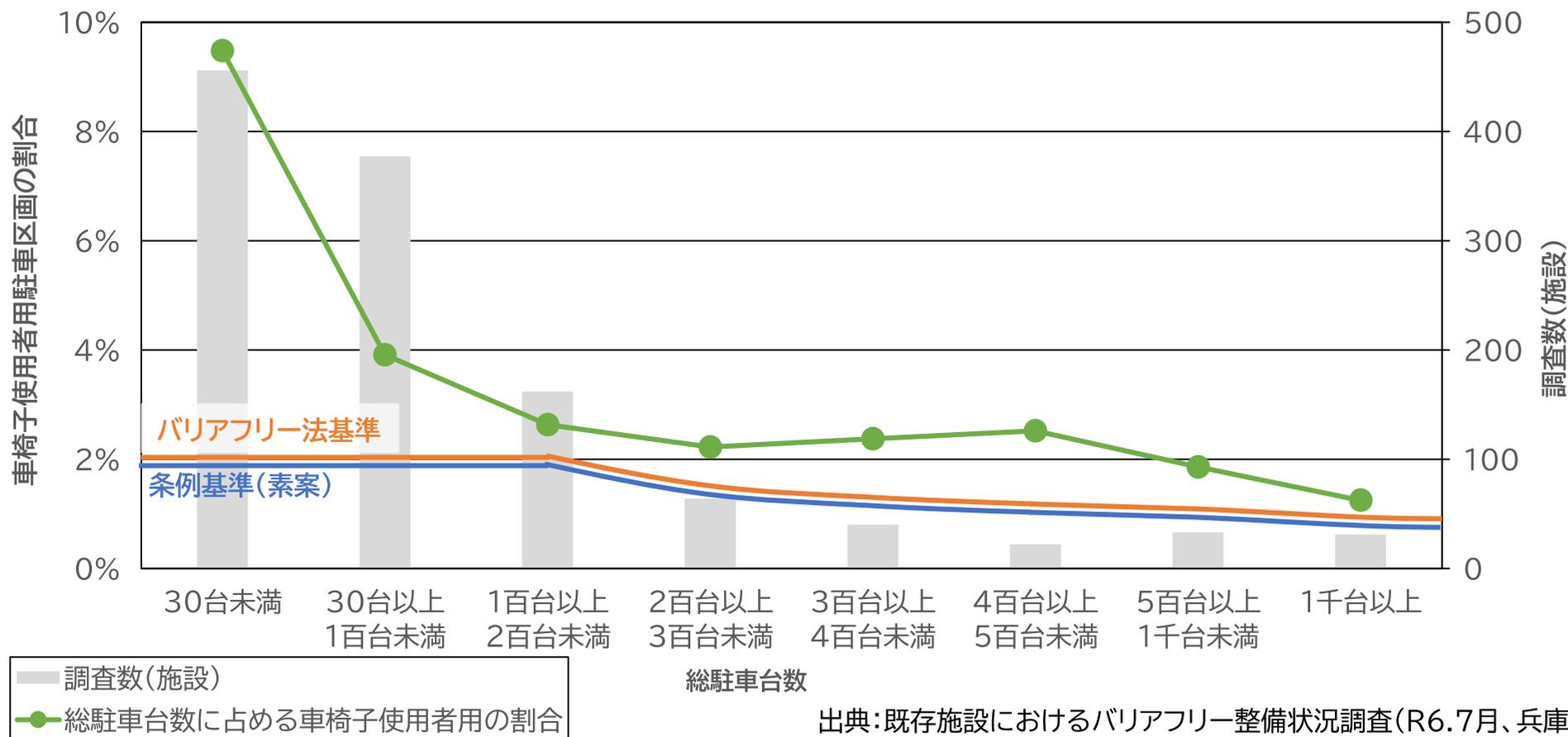
— 条例基準(現行)

- - - 条例基準(素案)

(1) 車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step②-2 現状との比較 (総駐車台数に占める車椅子利用者利用駐車区画の割合)

- 100台未満の駐車場が全体の約7割を占める。
- 総駐車台数が増えるに従い、車椅子利用者利用駐車区画の割合は減少する傾向であるが、全ての台数区分で改正後のバリアフリー法基準を上回っている。
- 整備基準(素案)への適合率は、69%(30~200台(2%):73%、200台以上(1%+2):58%)となる。



(1)車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



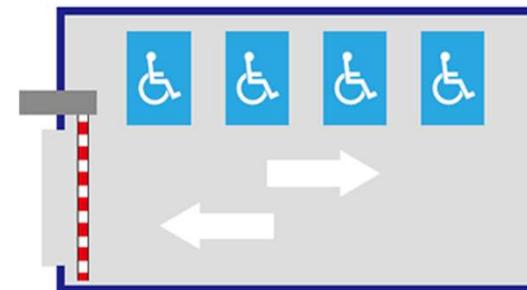
・世間一般で行われているレベルの整備で数的には十分だが、車椅子ユーザーでない人が停めているケースが非常に多く、区画を利用できないことが多い。端の駐車区画(車両側面が車路に面していて乗降が可能)を探して停めている。出入口遠方なら空いていることが多い。



・(利用したことはないが、)機械式駐車場に設ける車椅子利用者利用駐車区画は、段差解消がなされているなら大歓迎。全てが車椅子対応となるし、雨天時でも濡れずに乗降できる。
 ・一方、上腕機能にも障害がある人を中心に、車両の屋根に乗降補助装置を架装するケースもあり、配慮が必要。



・認証ゲート式の車椅子駐車場はありがたい。
 ・屋根付き駐車場のない施設だと、雨の日には外出自体を諦めることもある。



認証ゲート式の例

(1) 車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step③ 特定施設整備基準(素案)

- 駐車台数100台以下の駐車場が多数を占め、これをバリアフリー化することは重要であるため、建物の延べ面積に関係なく、駐車台数によって車椅子利用者利用駐車施設の設置を義務付ける規定は維持する。
- この場合、総駐車台数の増に伴い、車椅子利用者利用駐車施設の設置数も増やすのが妥当と考えられる。
- 本県における既存施設の整備状況は、バリアフリー法の基準を上回っており、駐車台数が小さな駐車場を除けばおおむねバリアフリー法と同程度の水準である。
- ヒアリングによれば、現状の施設整備水準は満足できるものであるとの意見がある。
- よって、バリアフリー法の水準は、本県における施設整備の現状等と照らして妥当かつ合理的であるため、総駐車台数に占める車椅子駐車区画の割合は、バリアフリー法の基準どおりとし、上乘せはしない。30台以上の場合の基準についても、これを準用する。

【特定施設整備基準(素案)】

延べ面積2,000㎡以上 又は 駐車台数が30台以上の駐車場を設ける特別特定建築物には、その駐車台数に応じて車椅子利用者利用駐車区画を設けること。

- ・ 駐車台数が200台以下の場合 : 駐車台数の2% 以上
- ・ 駐車台数が200台を超える場合 : 駐車台数の1%+2 以上(端数切上げ)

(2)機械式駐車場に設ける車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step②-1 基準の検討

現行基準	特定施設整備基準(素案)
認めない (機械式駐車場とは別に平面部に設ける(運用))	一部認める (1区画は平面部に設けるが、2台目以降は機械式駐車場内に設けてもよい。)



出入口～乗降スペース
(経路上の段差なし、幅員確保)



乗降スペース
(隙間、機械部分の段差なし、左側にも空間確保)



駐車場法による登録
認証機関たる
業界団体の適合証

(2)機械式駐車場に設ける車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step②-1 基準の検討



【第1回 福祉のまちづくり検討小委員会】
・安全対策をどのように考えるか。

- ・運転操作のために鍵が必要なため、施設管理者の関与なく利用することは事実上あり得ない
- ・業界団体が安全基準を策定し、認証に当たり基準への適合を審査している

【安全基準の一例】

3.3.2 人の押潰し、巻き込み又は切断のおそれのある部位

固定の囲い及び扉の面において、人の押潰し、巻き込み又は切断のおそれのある危険部位〔スプロケット、車輪などの回転部及びガイドシューなどのしゅう（摺）動部〕は、人の手指又は下肢が固定の囲い及び扉の面から挿入しても危害を受けないように、次のいずれかによる。

- a) 人の押潰し、巻き込み又は切断の危険源に子供の手指又は下肢が到達しないように、固定の囲い及び扉の面の隙間から危険部位までの距離は、**JIS B 9718:2013**の**表5**に規定する安全距離による。
- b) 身体の一部が危険部位に接触する前に作動する検知装置を設けて、これが作動したときには装置は停止しなければならない。

(2)機械式駐車場に設ける車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



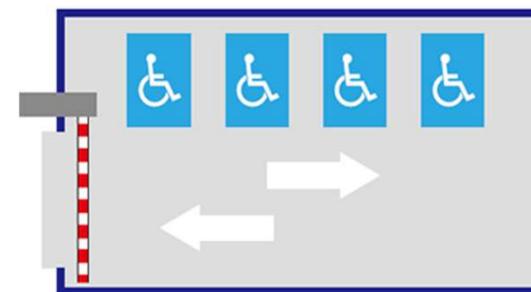
・世間一般で行われているレベルの整備で数的には十分だが、車椅子ユーザーでない人が停めているケースが非常に多く、区画を利用できないことが多い。端の駐車区画(車両側面が車路に面していて乗降が可能)を探して停めている。出入口遠方なら空いていることが多い。



・(利用したことはないが、)機械式駐車場に設ける車椅子利用者利用駐車区画は、段差解消がなされているなら大歓迎。全てが車椅子対応となるし、雨天時でも濡れずに乗降できる。
 ・一方、上腕機能にも障害がある人を中心に、車両の屋根に乗降補助装置を架装するケースもあり、配慮が必要。



・認証ゲート式の車椅子駐車場はありがたい。
 ・屋根付き駐車場のない施設だと、雨の日には外出自体を諦めることもある。



認証ゲート式の例

(1) 車椅子利用者利用駐車施設の整備基準

Step③ 特定施設整備基準(素案)

- 雨天時に利用しやすい、駐車台数の全てを車椅子使用者が利用できるなど、車椅子利用者にとっても機械式駐車場内に設ける車椅子利用者利用駐車施設を設けるメリットがある。
- これまでのバリアフリー法の運用において、安全性、バリアフリー性に対する審査体制は確立されている。
- 特殊な装置を備えた車両等では、機械式駐車場を利用できない懸念もあり、配慮が必要。

【特定施設整備基準(素案)】

- ・車椅子利用者利用駐車区画を2以上設けなければならない場合においては、1区画は平面部に設けること。
- ・機械式駐車場内に車椅子利用者利用区画を設ける場合にあつては、その装置は、公益財団法人体駐車場工業会その他知事が機械式駐車場の安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認める者が、安全性及び高齢者等の円滑な利用に関して認証したもの

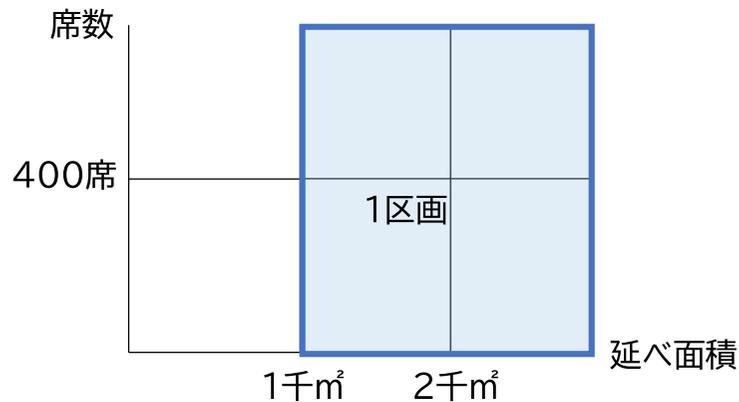
3 劇場等の客席のバリアフリー基準

(1) 車椅子利用者利用区画の整備基準・技術基準

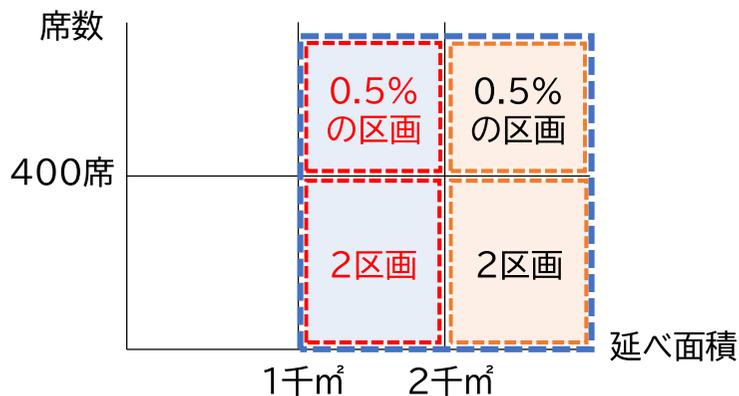
Step②-1 基準の検討

■ 固定観覧席を設ける劇場等

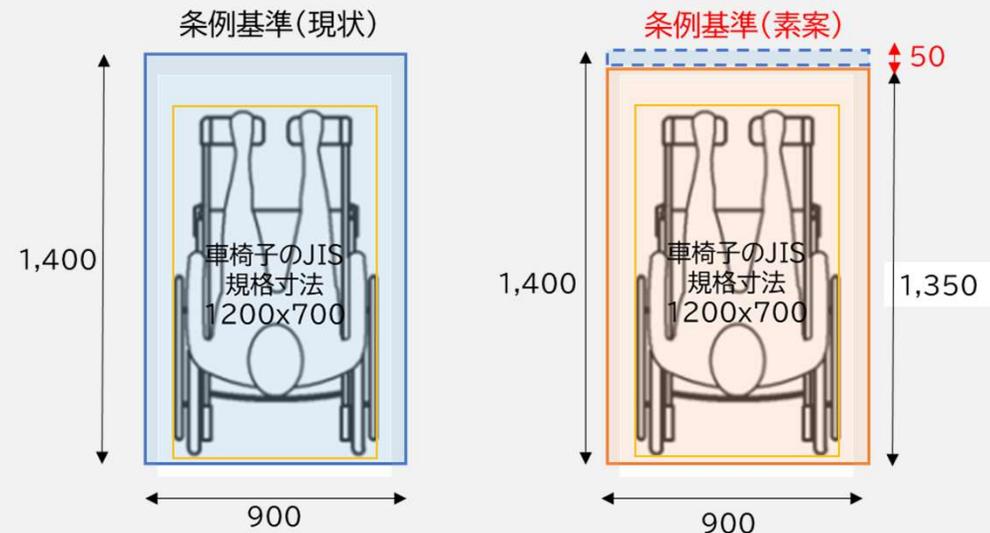
【設置数】



改正後
(R7.6.1以降)



【区画の寸法】 現行の条例基準を維持する



【設置位置】 位置の自由度を高め、観覧等に配慮した柔軟な計画が可能となるよう基準を見直し

(改正前) 出入口の付近に設けること

(改正素案) 規定を削除(ガイドラインで望ましい整備を例示)

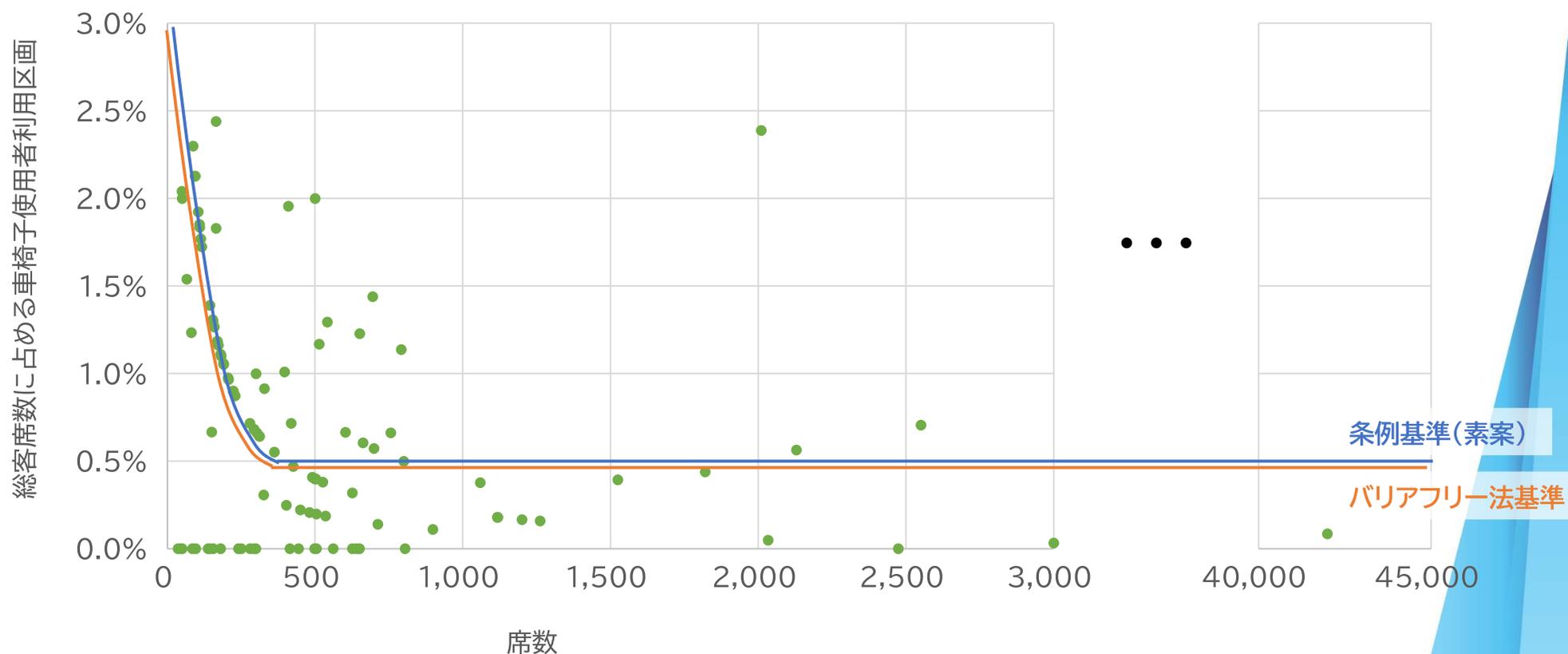
【凡例】

- BF法基準(現行)
- 条例基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- - - 条例基準(事務局素案)

(1)車椅子使用者利用区画の整備基準・技術基準

Step②-2 現状との比較（車椅子使用者利用区画の総客席数に占める割合）

- 400席未満の施設では、車椅子使用者用区画が設けられる場合には2区画設けられる場合が多い。（赤線上にプロット）
- 40,000席を超える大規模施設では、区画の設置数は30程度あるが率としては低くとどまる。
- 条例基準(素案)に対する適合率は50%（114室中57室が青線より上側にプロット）となる。



3 劇場等の客席のバリアフリー基準

(1) 車椅子利用者利用区画の整備基準・技術基準

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・車椅子利用者同士で映画を見に行くことが多い。この前は車椅子利用者3人で映画に行った

・区画の位置は最前列や端っこなど、極端な位置にある場合が多い。広さは現行基準で十分

【日 時】令和6年10月2日(水)

【相手方】兵庫県立聴覚障害者情報センター



・映画では磁気ループ(ハード整備)よりも字幕が利用しやすい。また、スポーツ観覧施設では、電光掲示板による対応があっても席によっては見づらいこともあり、タブレットの貸出しや、スマホによる情報配信も併せて行われるとありがたい。



・ある観劇場では、台本データが入ったタブレットを貸してくれるが、劇場の照明が暗いため目立ってしまう。係員が周辺の席の人一人ひとりに頭を下げて回ってくれたが、逆に恐縮してしまうので、気兼ねなく利用できるハード・ソフト対応があればいい。

3 劇場等の客席のバリアフリー基準

(1) 車椅子利用者利用区画の整備基準・技術基準

Step3 特定施設整備基準(素案)

- 車椅子利用者利用区画の数は、車椅子利用者同士の利用を想定し、最低数を2とする必要がある。
- バリアフリー法基準に対する適合率が50%となることから、この基準は妥当かつ合理的と判断し、条例による席数の上乘せは行わないが、対象となる規模は、これまでの条例対象範囲を維持し、延べ面積1,000㎡以上とする。
- 区画の寸法は、利用者意見を踏まえ、現行の条例基準を維持する。
- 設置位置を出入口付近とする現規定は、車椅子利用者利用区画の設置位置を硬直化させている可能性があるため、観覧等に配慮した配置が可能となるよう当該規定を削除し、設置自由度の向上を図る。

	特定施設整備基準(素案) ※黒字は現状維持
席数	<p>1,000㎡以上の特別特定建築物で</p> <p>席数400席以下：<u>2席以上</u></p> <p>席数400席超：<u>0.5%以上</u></p> <p>※複数のオーデトリウムを有する場合は、それぞれごとに適用する</p>
技術基準	<p>○幅900×奥行1,400の空間を確保</p> <p>○出入口付近に設けるものであること【現行の規定を削除】</p> <p>〔 ・サイトラインの考え方は、ガイドラインで提示予定 ・移動・避難上の安全は、バリアフリー法基準で確保可能 〕</p> <p>○集団補聴設備等を設ける</p>

3 劇場等の客席のバリアフリー基準

(2) 集団補聴設備等の整備のあり方

Step② 基準の検討

■近年のIT技術の進歩等を踏まえ、ソフト対応を認めることを検討する



ご利用中のイメージ



出典：月刊「ガバナンス」2019年9月号（ぎょうせい）

映画館における聴覚障害者、視覚障害者に対する対応(TOHOシネマズの例)

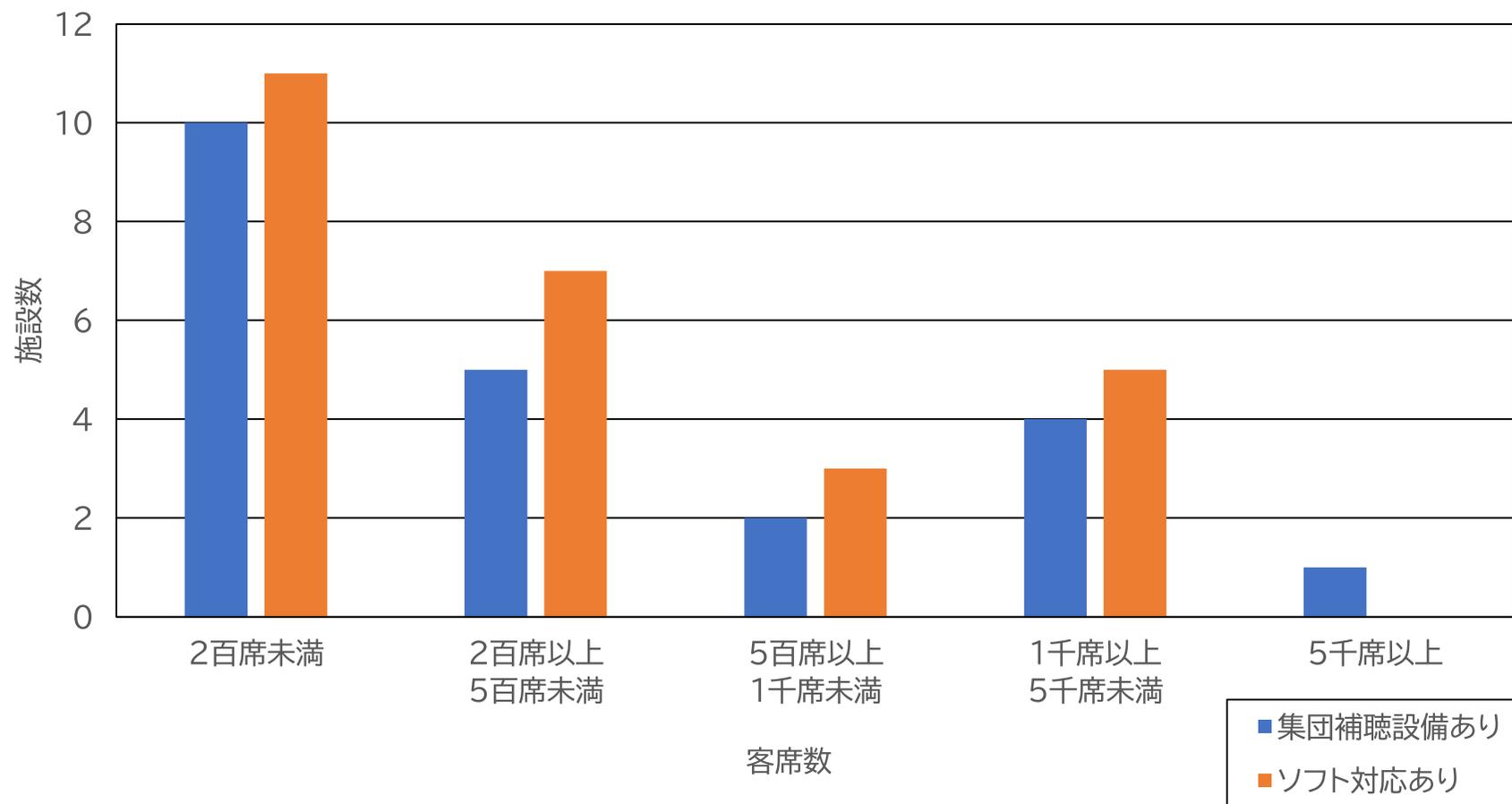
現行基準	特定施設整備基準(素案)
[1,000㎡以上の劇場等] 設備として設置を義務付け (磁気ループ、電光掲示板など)	[1,000㎡以上の劇場等] 設備として設置を義務付けるが、 ソフト対応も届出審査で柔軟対応

3 劇場等の客席のバリアフリー基準

(2) 集団補聴設備等の整備のあり方

Step②-2 現状との比較 (劇場等における聴覚障害者への配慮状況)

- 集団補聴設備等の設置と同程度以上にソフト対応が行われており、ソフト対応も一般的になっているといえる



(2) 集団補聴設備等の整備のあり方

Step②-2 現状との比較 (ヒアリング結果)

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・車椅子使用者同士で映画を見に行くことが多い。この前は車椅子使用者3人で映画に行った。

・区画の位置は最前列や端っこなど、極端な位置にある場合が多い。広さは現行基準で十分。

【日 時】令和6年10月2日(水)

【相手方】兵庫県立聴覚障害者情報センター



・映画では磁気ループ(ハード整備)よりも字幕が利用しやすい。また、スポーツ観覧施設では、電光掲示板による対応があっても席によっては見づらいこともあり、タブレットの貸出しや、スマホによる情報配信も併せて行われるとありがたい。

・複数のシアターが近接するような場合には、磁気ループは混線を起こしてしまい、明瞭に聞こえない場合がある。1箇所につき1系統の設備とするのが原則。

3 劇場等の客席のバリアフリー基準

(2) 集団補聴設備等の整備のあり方

Step3 特定施設整備基準(素案)

- 集団補聴設備等は、ハード整備が有効な場合もあるが、映画の鑑賞などではソフト対応の方が便利であるとの意見もある。演目等によって最適な対応が異なるため、画一的な基準を設けず、柔軟な対応ができることが有効と考えられる。
- 既存施設の状況を見ると、ハード整備以上にソフト対応している施設が多く、利用者へのヒアリングでもソフト対応への要望が見られ、一定程度ソフト対応への理解は進んでいると考えられる。

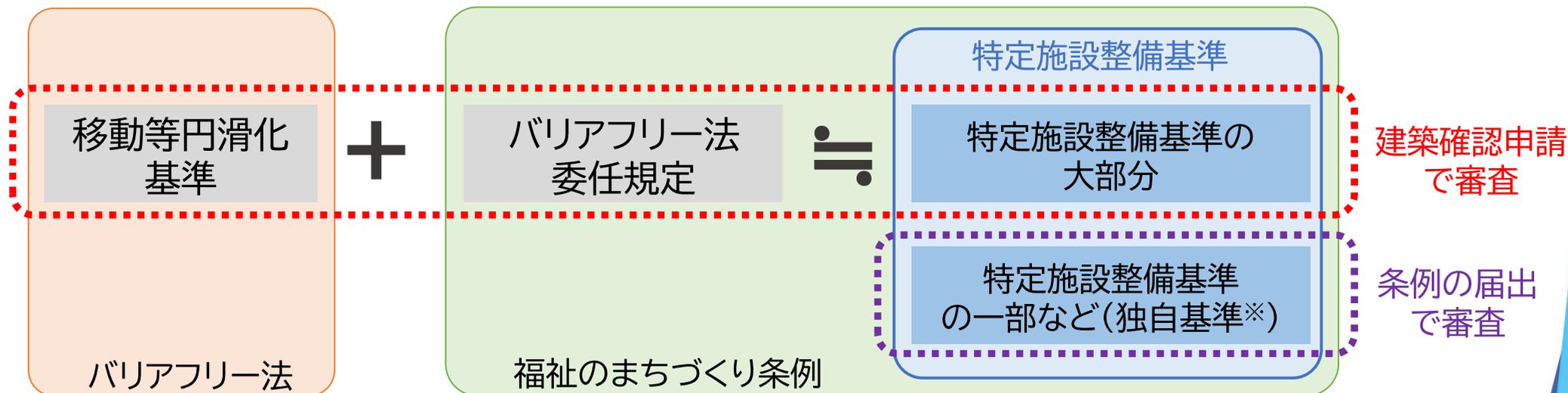
【特定施設整備基準(素案)】

集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備等を設け又は備えること

3 劇場等の客席のバリアフリー基準

(3)バリアフリー法への委任規定について

■福祉のまちづくり条例の基準の審査体制



※ 建築物特定施設以外の建築物の部分に対する整備基準、道路・公園等に対する整備基準

■バリアフリー法への委任の検討

	建築確認申請で審査	条例の届出で審査
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きが1本化されるため、県民の利便に資する ・建築確認と連動するため、実効性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事の裁量で代替措置(ソフト対応)等を認めることが可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・羈束行為であるとされ、裁量の余地がない程度に基準化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性の担保が課題
素案	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者利用区画の設置数、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団補聴設備等に関する基準

4 その他

4 その他

ホテル等の客室に関する整備基準

特定施設整備基準(素案)

	現行の条例基準	改正案
車椅子利用者用 客室の設置数	客室総数が50室以上の場合に、 <u>1室以上</u>	客室総数が50室以上の場合に、 客室数の1%以上

【考え方】

- 今回の改正で、規模に比例して複数の整備を行う考え方が導入する予定
- ホテルの客室に関しても、この考え方に基づき、複数の整備を求めることとし、車椅子利用者の人口比率に基づき、客室数の1%以上の整備を求めることとする。
(バリアフリー法の整備基準どおりとし、条例による上乗せはしない)

(参考)

- 車椅子ユーザー:人口の約1.4%
(身体障害者手帳交付台帳登載数(肢体不自由)(兵庫県)に新規交付者数における下肢不自由・体幹・運動機能障害の割合を乗じたもの)
- 県内のホテル規模の平均:44,509室(兵庫県) / 1502ホテル ÷ 30室 / ホテル
(地域別 神戸平均:73室/ホテル 姫路平均:57室/ホテル 豊岡平均:14室/ホテル)